

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属 消防課

充てん設備の変更の許可

## 根拠条文

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4  
 第3項 第37条の2の規定は、第1項の許可を受けた者（以下「充てん事業者」という。）に準用する。この場合において、同条第1項中「貯蔵施設の位置、構造若しくは設備を変更しようとするとき、又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置」とあるのは「充てん設備の第37条の4第1項の経済産業省令で定める所在地、構造、設備又は装置」と、同項及び同条第2項中「貯蔵施設の撤去」とあるのは「充てん設備の撤去」と、同条第3項中「前条」とあるのは「第37条の4第2項」と、「第1項」とあるのは「第37条の4第3項において準用する第37条の2第1項」と読み替えるものとする。

## 審査基準

同法施行規則第63条第1項中「充てん設備の使用の本拠」の判断基準は、同法施行規則の運用及び解釈の基準について（改正平成12年4月17日付 平成12・04・17立局第2号）第63条関係1.による。

同法施行規則第64条第2号～4号については、それぞれ、バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める件（以下バルク供給・充てん設備告示という。）第17条～第19条の基準をみたしているものかどうかについて判断する。

同法施行規則第64条第8号～10号については、それぞれ、バルク供給・充てん設備告示第20条～第22条の基準をみたしているものかどうかについて判断する。

同法施行規則第64条第13号～18号については、それぞれ、バルク供給・充てん設備告示第23条～第29条の基準をみたしているものかどうかについて判断する。

標準処理  
期 間

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備 考
	受 付		処 理		
機 関	期 間	機 関	期 間		
1 4 日			1 4 日		